



# 鳥取県公報

令和8年5月20日（水）  
号外第33号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（27）（税務課）・・・・・・・・・・ 3

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

地方税法の一部が改正され、公示送達をインターネットを利用する方法等によりすることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 公示送達書の様式から送達を受けるべき者の住所を削るほか、所要の整備を行う。
- (2) 公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置は、公示送達書の様式により作成した電磁的記録により行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする(3)に関する事項を除き、令和8年5月21日とする。

# 規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第27号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(公示送達書)</p> <p>第29条 条例第13条に<u>規定する書面</u>は、第26号様式のとおりとする。</p> <p><u>2 条例第13条の規定による公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置は、第26号様式により作成した電磁的記録により行うものとする。</u></p> <p>(自動車税の減免に係る台数の制限)</p> <p>第50条の12 身体障害者等のための軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該課税免除又は減免を受けている期間に限り、条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同項の自動車税の減免を行わないものとする。ただし、当該軽自動車等について次の各号に掲げる事項を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第26号様式（第29条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>                     下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、当県税事務所に<u>保管</u>してあります。書類の名宛人又はその関係者の申出があればいつでもお渡します。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県 県税事務所長</td> </tr> </table>	略	下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、当県税事務所に <u>保管</u> してあります。書類の名宛人又はその関係者の申出があればいつでもお渡します。	年 月 日	鳥取県 県税事務所長	<p>(公示送達書)</p> <p>第29条 条例第13条の<u>規定による公示送達</u>は、第26号様式による公示送達書を掲示してするものとする。</p> <p>(自動車税の減免に係る台数の制限)</p> <p>第50条の12 身体障害者等のための軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に係る軽自動車税の<u>自動車税</u>について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該課税免除又は減免を受けている期間に限り、条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同項の自動車税の減免を行わないものとする。ただし、当該軽自動車等について次の各号に掲げる事項を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第26号様式（第29条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>                     下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、当県税事務所に<u>所管</u>してあります。書類の名宛人又はその関係者の申出があればいつでもお渡します。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県 県税事務所長 <span style="float: right;">印</span></td> </tr> </table>	略	下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、当県税事務所に <u>所管</u> してあります。書類の名宛人又はその関係者の申出があればいつでもお渡します。	年 月 日	鳥取県 県税事務所長 <span style="float: right;">印</span>
略									
下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、当県税事務所に <u>保管</u> してあります。書類の名宛人又はその関係者の申出があればいつでもお渡します。									
年 月 日									
鳥取県 県税事務所長									
略									
下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、当県税事務所に <u>所管</u> してあります。書類の名宛人又はその関係者の申出があればいつでもお渡します。									
年 月 日									
鳥取県 県税事務所長 <span style="float: right;">印</span>									

送達すべき書類	送達を受けるべき者の氏名	送 達 す べ き 書 類	名称	送達を受けるべき者の住所、氏名
<p>注 上記書類を受領されないときは、年 月 日をもって、<u>地方税法第20条の2 第3項</u>の規定により書類の送達があったものとみなします。</p>		<p>注 上記書類を受領されないときは、年 月 日をもって、<u>地方税法第二十条の 二第三項</u>の規定により書類の送達があったものとみなします。</p>		

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第50条の12の改正規定は、公布の日から施行する。